

平成19年度第4回岐阜県事業評価監視委員会議事概要書

日 時：平成19年7月19日(木)

13:15～15:00

場 所：全建総連厚生会館(5階)大会議室

開会の挨拶(冠者建設技術企画監)

議事

1 議事概要書署名委員の指名

委員長から署名委員として川島委員、小坂委員、永瀬委員を指名。

2 再評価実施個所の詳細説明及び審議について

林道事業[森林整備課所管]

・審議事業：森林環境保全整備事業【坂本^{さかもと}～弓掛^{ゆがけ}】

・説明者：服部森林整備課長

【審議内容】

Q.本年度の事業費と事業量を教えてください。

A.事業費が約1億円、開設延長が約300mです。

Q.トンネルには、いつ着工する予定ですか。

A.平成21年度を予定しています。

Q."生活環境保全林「飛騨金山の森」"の利用者数を、この林道の便益としてカウントしているのですか。

A."生活環境保全林「飛騨金山の森」"と"温泉保養施設「美輝の里」"の利用者のうち約25%の方が互いの施設を利用すると想定し、便益を算定しています。

Q."生活環境保全林「飛騨金山の森」"と"温泉保養施設「美輝の里」"の利用者数は増加傾向にあるのですか。

A.残念ながら減少傾向にあります。

Q.利用者が減少傾向にあることを考慮して便益を算定していますか。

A.過去10年間の両施設の利用者数を平均して、便益を算定しています。

Q.工事は、起終点からしか進められないのですか。

A.当該林道の起終点に加え、旧金山町側に当該林道と連絡する作業道がありますので、この作業道も進入路として利用して工事を進めています。

Q.現在の工事の進捗状況を教えてください。

A.(パワーポイントを示し説明)旧馬瀬村側については、トンネルの抗口まで開設が完了しています。

Q.林道工事では作りかけの法面が多くあるため、豪雨等により工事中に現場が被災することが多々あるかと思いますが、その復旧には全体事業費の何割程度が充てられるのですか。

A.林道工事では、法面等を完成させながら工事を進めていきますので、作りかけの法面が多くあるといったことはありません。したがって、委員が指摘される様なケースの災害はありません。

なお、舗装については、まとめて施工した方が、諸経費等を考慮すると

安くなりますので、砂利道の状態にしていることはあります。

Q.国の要領に基づき、事業完了後40年の便益を試算し費用対便益を算定していると思いますが、当該林道開設により間伐等の森林施業が促進され、良質な木材が生産される便益はどのように試算しているのかを教えてください。良質な木材は事業完了後40年以上経過したのちにも生産されるのではないのでしょうか。

A.事業完了後の40年というのは、林道開設にかかる経費の減価償却ができる年数です。但し、40年で林道がなくなるわけではありません。

なお、間伐等の森林施業は、当該事業実施期間内であっても、供用を開始している区間では森林施業が行えますので、事業期間も考慮して便益を試算しています。

Q.交通便益を算定する期間を教えてください。

A.事業完了後40年です。

Q.この林道は、観光・交流による便益が、便益全体の5割以上を占めており、林業そのものの便益で費用対便益を計算すると1を下回ります。観光・交流に重点をおくのであれば、県道等、観光・交流効果の高い道路にその予算を投入した方がよいと思いますがどうお考えですか。

A.当該林道の場合、国のルールに基づき利用区域(面積)を算定しますと、林業における便益は便益全体の半分以下になります。

しかし、当該林道開設により、作業道等の開設が見込まれるため、林業における便益は、実際にはもう少し多くなると思います。

また、当該林道の費用対便益は1.6と、県内林道のなかでは費用対便益が高い林道に属しています。

なお、現在、当該事業地である下呂市では、下呂温泉を中心に滞在型保養地を目指しており、この林道により”生活環境保全林「飛騨金山の森」”と”温泉保養施設「美輝の里」”の距離が短くなるため、滞在型の保養地として機能の充実が図れると考えます。

Q.当該林道の役割を、観光・交流に重点をおくから、観光・交流を目的とした優先度の高い他の道路に予算を投入した方がよいといった議論になってしまうと思います。林道としてと位置づけを明確にする必要があると思います。

A.この事業(森林環境保全整備事業)は、森林整備に加え、地域間の連絡道、都市との交流及び観光等も事業目的としておりますので、ご理解頂きたいと思います。

・意見:

・事業として観光・交流に重点をおくのなら、県道等、観光・交流効果の高い道路に投資することも検討する必要があるのではないか。

・林道事業としての位置づけを明確にすべきでないか。

道路事業[道路建設課所管]

・審議事業:地域連携推進事業(公共道路改築事業)【タラガバイパス】

・説明者:山本道路建設課長

Q.パワーポイントで説明のあった費用対便益の値は、残事業費をもとに算

定しているのですか。

A.はい。残事業費と維持管理費をC（コスト）として、費用対便益を算定しています。

Q.この事業により、当該道路の利便性が高まり交通量が増えると思いますが、そのことを考慮して費用対便益を算定していますか。

A.将来、交通量が増えることを想定して費用対便益を算定しています。

Q.この事業は、来年度のいつ頃完成させる予定ですか。

A.出来るだけ早い時期に完成させ、供用を開始したいと考えています。

Q.この事業が完成すると、どの程度走行時間が短縮出来るのですか。

A.14分程度短縮できます。

なお、現道は異常気象時通行規制（雨量）区間であり、現道状況の写真を見ていただければ分かるように落石等があり、たいへん危険な区間ですので、このバイパスができることにより、安全性も高まります。

Q.トンネル内の車道を、自転車が通行すると危ないと思います。トンネルの出入口に、自転車の車道への乗入れ禁止の標識や看板を設置する予定はありますか。

A.現行法令等では、自転車は車道を走れることになっていますので、現時点で、車道に自転車の乗入れ禁止の標識や看板を設置する計画はありません。

Q.では、こういった安全対策を図る予定ですか。

A.自動車専用道路以外で、車道への自転車の乗り入れを禁止している例はあまり聞いたことはありませんが、必要に応じ、公安協議を行い適切に対応していきたいと思います。

Q.コスト縮減の事例として、トンネル掘削土を有効利用したと説明されていましたが、詳しい内容を教えて下さい。

A.トンネル掘削土の有効利用とは、当該工事で発生したトンネル掘削土（残土）を、他の公共工事と調整を図り有効に活用するというものです。

トンネル掘削土（残土）は、残土処理場で処理すると処分費が掛かりますが、他の公共工事の盛土材として利用してもらえば、この処理費を縮減できます。

また、トンネル掘削土（残土）を受け入れる工事にとっても、不足する土が無料で手に入るというメリットがあります。

道路事業 [道路建設課所管]

- ・ 審議事業：地方道路交付金事業（地方道路整備臨時交付金）【こじまやま ばんばやま 小島山・番場山】
- ・ 説明者：山本道路建設課長

Q.当該道路が長良川と接する区間は、平成16年度の豪雨災害（台風第23号）の際に、浸水被害があったと思いますが、どの様に整備するのですか。

A.今回の道路事業では、隣接する河川改修は行いません。

Q.長良川右岸有料道路の償還時期を教えてください。

A.現在の計画では平成42年度です。

Q.そうすると、この事業の費用対便益の評価期間内で有料道路が無料化さ

れるため、この事業で整備した道路の利便性が高まり交通量増加が見込まれますが、そのことは費用対便益の算定に反映させていますか。

A. 委員が指摘されますように、当該事業の費用対便益評価期間内で、隣接する有料道路が無料化されるため、当該道路の通行量増加が予想されます。

しかし、そのことを考慮しなくても、当該事業の費用対便益は1を超えており、事業効果が十分あると判断できますの、今回は考慮しませんでした。

Q. 費用対便益は厳密に計算すると、パワーポイントで示している値5.3より高いということですか。

A. はい、そうです。

2 岐阜県事業評価監視委員会運営要領第2の4に基づく河川整備計画の策定報告 河川事業〔河川課所管〕

- ・ 報告圏域：伊自良川圏域、長良川圏域、宮川圏域
- ・ 説明者：鈴木技術管理監

Q. 河川事業は道路事業に比べると、事業効果が分かりにくい事業だと感じます。平成16年度に大規模な災害（台風第23号）が発生しましたが、河川整備等を行っていなかったら、もっと大きな災害になっていたのかもしれないませんが、そういったことが、県民に十分伝わっていないと感じます。河川整備を実施したから災害を防げた事例や軽減出来た事例を、県民に伝えていくことが必要だと思います。

A. 委員のご意見のとおりだと思いますので、河川改修を行う前と後で洪水時の水位がどの様に変化したかなどを、県民に伝えていきたいと思えます。先日も台風4号の影響で大雨が降りましたが、河川改修の効果を検証し、効果があった箇所について県民に情報を発信していきたいと思えます。

Q. 河川によって異なる確率規模（5～30年に1度の洪水に対応する計画）を定めていますが、こういった基準で定めているのですか。

A. 河川流域内の、人口、資産及び面積等をもとに、県下一律の定量的な判断基準を設け、それに基づき確率規模を定めています。

今回報告しました河川整備計画は、最終的な河川整備（河川断面）を見据え、今後30年間でどのような河川整備を行うかを定めた計画です。

従いまして、今回報告しました河川整備計画が、最終的な整備目標ではありません。

Q. 5年に一度の洪水に対応できる河川整備を行い、将来新たに30年に一度の洪水に対応できる河川整備を行うと、工事に手戻りが発生しませんか。

A. 河川の最終的な整備目標（河川断面）を考慮して暫定的な工事を行い、手戻りが発生しないようにしています。

Q. 河床掘削を行う場合には、どのような点を配慮するのですか。

A. 川幅の広い河川については、主に通常水が流れていない部分の土砂を掘削し、魚類や環境に配慮しながら必要な河川断面を確保するような工事を行います。

また、川幅の小さな河川については、河床全体を掘削することがありますが、みお筋や瀬・淵等の従来環境が復元できるよう配慮して工事を行

います。

3 審議結果のとりまとめ

本日審議した再評価3件について、事業主体の対応方針の案を了承する。

また、岐阜県事業評価監視委員会運営要領第2の4に基づく河川整備計画（3圏域）の策定報告を了解する。

【林道事業】

森林環境保全整備事業【坂本^{さかもと}～弓掛^{ゆがけ}】

継 続

【道路事業】

地域連携推進事業（公共道路改築事業）【タラガバイパス】

継 続

地方道路交付金事業（地方道路整備臨時交付金）【小島山^{こじまやま}・番場山^{ばんばやま}】

継 続

【河川事業】（報告）

伊自良川圏域、長良川圏域、宮川圏域

閉会の挨拶（冠者建設技術企画監）

委員会の様子

